

維新の会の光本圭佑でございます。

維新の会を代表しまして、第 15 回市議会定例会に提案されました平成 28 年度当初予算並びに関係諸案件について代表質疑を行います。代表質疑でございますので、市長の基本的な認識を中心にお聞きしてまいります。市長におかれましては、私個人ではなく、会派の思いが詰まった質問でございますので、意のあるところを十分お酌み取りいただき、明快で分かりやすい答弁をお願いしたいと思います。

また、先輩議員並びに同僚議員皆様には、しばらくの間御清聴宜しくお願い致します。

それでは、質問に入ります。

(1.)禁煙対策や路上喫煙対策について

第 13 回定例会、第 14 回定例会において、「禁煙対策や路上喫煙対策について」や「本市のたばこ対策について」一般質問をさせていただきました。

第 13 回定例会で、私は「禁煙対策や路上喫煙対策については市長の公約でもあり、また市長の活動日記にもありますように尼崎医師会の前で明確に条例制定にも言及されています。私も早急に条例を想定するべきだと考えています。」と訴えたところ、医務監から「できれば年度内に一定の方向性をまとめられればと考えております。」というご答弁をいただきました。

しかしながら、第 14 回定例会では明らかにトーンダウンしており、「いつまでに条例制定をするか、しないかを決定するおつもりなのでしょうか。」という質問に対し、医務官から「たばこ問題で困っている地域住民の方と協議し、共に可能な取り組みを働きかけるとともに、平成 28 年度はマナー向上に関する啓発や広報を積極的に実施してまいりたいと考えています。その結果や啓発状況から強制力を伴う方策等が必要な場合は条例の制定も視野に入れてまいります。」という答弁がありました。

「年度内に一定の方向性をまとめられればと考えております。」と答弁しながら、「平成 28 年度は啓発や広報を実施する」という決定された方向性が 2015 年末の第 14 回定例会時点で答弁され、明らかに条例化が遠のいてしまいました。

また、医務官は「歩きたばこを含めた路上喫煙の問題は、喫煙マナーに関する個人のモラルに帰する部分が大きく、一朝一夕に解決できる問題ではありません。これらについて様々な方法で啓発を行い、喫煙マナー向上について粘り強い取り組みを実施することが重要だと考えております。」とも答弁されています。

そのようなやり取りがあった中、28 年度予算を見ますと「たばこ対策推進事業費」で 1,000 千円が計上されていました。

スワンスワン事業は「尼崎市たばこ対策推進プロジェクトチーム会議」が発足する前から行っている既存事業であり、たばこ問題の論点を整理する役目のこの会議を経て出された新規事業は「たばこ対策推進事業費」の 1,000 千円のみです。

そこでお伺いします。

市長自らが条例制定にまで言及していたにも関わらず、28年度は「たばこ対策推進事業費」で1,000千円のみしか計上されていません。これでは、たばこ対策の本市の本気度が感じられません。改めて、本市のたばこ問題についてどのようにお考えなのでしょうか。見解をお聞かせください。

また、啓発等だけの1,000千円で粘り強い取り組みが実施され、29年度に条例制定が決断できるだけの材料を得ることができるのでしょうか。併せて見解をお聞かせください。

続いて、禁煙対策や路上喫煙対策については、隣の伊丹市が条例制定されれば阪神間では唯一本市だけが条例制定されていない状態になります。「何事も出遅れている尼崎市」というイメージが、シビックプライドだけではなく、本市へ転入・定住を考えている方々へのイメージをも低下させるとは思わないのでしょうか。

そこでお伺いします。

課題解決先進都市を目指すと言明する中、また、安全・安心のまちづくりを重点化事業に位置付けている中、禁煙対策や路上喫煙について明確な打ち出しもせず、条例制定も阪神間が一番遅いという事実をどうとらえているのでしょうか。見解をお聞かせください。

続いて、28年度は啓発等の事業を行うということですが、たった1,000千円の予算規模の事業でごまかすのではなく、また、今までもやってきたような事業をするのではなく、条例を制定してから、それに基づいて事業を実施していくべきです。

たばこ問題では過料などの罰則の検討も必要になるので、スムーズに条例制定へと進まない一面もあるのかも知れませんが、まずは喫煙禁止区域などを条例で定め、それに基づいて事業を実施していくべきです。

第13回定例会において、私の質問に対し市長は「全て100%・100点からスタートできなくても徐々に効果を検証しながら改善していくことも含めて、こうした論点を尼崎市たばこ対策推進プロジェクトチーム会議で整理して、ご意見を伺いながら仕上げて行く」と答弁されました。その結果が、たった1,000千円の啓発等なのでしょうか。

そこでお伺いします。

条例を定め、それに基づいて事業を実施していくこともできたはずですが、市長の答弁にもありましたが、100%・100点からスタートできなくても条例を制定し、徐々に効果を検証しながら改善していくこともできたのではないのでしょうか。明らかに条例制定がトーンダウンしたのはなぜでしょうか。見解をお聞かせください。

続いて、条例制定となると「理念条例にならないように機運の醸成をまずは図る」などとよく答弁されます。

そこでお伺いします。

理念条例にならないように機運の醸成をまずは図ると言いますが、例えば自治基本条例はまだまだ機運の醸成が図れたとは言えない状況でも条例制定に向けて前向きに動き出しています。この違いは一体何なののでしょうか。

(2.)生活保護受給について

大分県別府市は、生活保護受給者の遊技場への立ち入りに関する調査を強化する方針を明らかにしています。年度に1回の調査を27年度からは2回に増やしており、担当者の増員も検討しています。実態を詳しく把握し、ギャンブル依存から抜け出せない受給者の生活改善を図ることが目的です。単身高齢者にはボランティアなど社会活動への参加を勧める取組みにも力を入れています。調査は、少なくとも1990年以前から年1回ペースで実施されてきたようで、昨年10月に延べ5日間実施した調査では、市内のパチンコ店や競輪場といった遊技場13ヶ所で受給者25人を発見し、指導。複数回見つけた9人は、医療費を除く生活保護費を1~2ヶ月停止。過去3年間で年6~8人を支給停止にしました。

調査は「支出の節約を図る」とした生活保護法第60条に基づくとされており、受給開始時には「遊技場に立ち入る行為は浪費を助長することになり、このような行為は厳につつしみ、指示に従うことを約束する」とする誓約書も交わしています。

調査に関して、市民から賛否の意見が市に寄せられており、8割以上は賛成意見でした。厚生労働省も「受給者のギャンブルは望ましくない」という見解で「生活指導をする上で立ち入り調査もあり得る」としています。

そこでお伺いします。

生活保護法の第3条に「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」とあります。

また、第60条に「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出、その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」とあります。

この第3条の「健康で文化的な生活水準」、第60条の「支出の節約を図り」から考えると、パチンコ・競輪・競馬・競艇等の遊興費に生活保護費を使うことは望ましくないと考えますが、見解をお聞かせください。

続いて、厚生労働省によると、生活保護法では保護費をどう使うかは個々の自由とされ、遊興費の支出を禁止する規定はないとのこと。ただ第60条に「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出、その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」との規定があり、厚生労働省保護課は「常識の範囲での娯楽はあり得るが、」それを超えた支出は好ましくなく、調査や指導の対象となる」としています。

福岡市では2014年から、ギャンブルやアルコール依存の受給者を把握し、専門機関での治療に繋げる取り組みを強化しています。「依存症は病気だという認識で支援することを重視している」とのことです。

そこでお伺いします。

本市でもギャンブル依存から抜け出せない受給者が存在する可能性もあり、その受給者の生活改善を図るという意味でも、生活保護受給者の遊技場への立ち入りに関する調査を行うべきだと思いますが、どのような見解をお持ちかお聞かせください。

続いて、本市においても、生活保護世帯数・保護人員数は兵庫県内や中核市内でもトップレベルであり、一般会計に占める扶助費の割合も 15%を優に超えている状況の中、不正受給の取り締まりだけではなく、納税者が納得のいく事業運営が求められていると思います。

そこでお伺いします。

別府市のように受給開始時に「遊技場に立ち入る行為は浪費を助長することになり、このような行為は厳につつしみ、指示に従うことを約束する」とする誓約書を本市でも導入するお考えはあるのか、見解をお聞かせください。

また、その誓約書の内容を守らなかった場合は、本市でも医療費を除く生活保護費を1~2ヶ月停止するなど、何かしら納税者や市民からも理解を得られるような運営を行うお考えはあるのか、見解をお聞かせください。

(3.)教育施策について

今年、本市にとって市制施行 100 周年という大きな節目となります。次の 100 年のスタートを切る中、本市の未来を担い行く子供たちがたくましく時代を生き抜いていくために、保護者、学校、地域が一体となり、社会全体で子供の生きる力を育む教育のための社会の実現が求められます。

そこでお伺いします。

これからますます混沌とした時代に突入していく中、本市の教育はどのようにあるべきなのでしょう。そして、本市の子供達にはどのような大人へと成長してもらいたいのか。厳しい社会に出た時に、どのような能力を備えておいて欲しいのか。市長や教育長の見解をお聞かせください。

また、その想いが 28 年度予算のどこに現れているのでしょうか。併せて見解をお聞かせください。

続いて、第 10 回定例会において「学力向上クリエイト事業におけるチェックはどのようにしているのか、また今後も同様の施策を行っていくのか」と指摘させていただきました。それに対して教育長は「学力向上クリエイト事業は、基本的には各学校の学力課題の分析に基づいた学力向上プランに対する支援でありますことから、全国学力・学習状況調査における全国との平均正答率の差や経年比較等を分析していくことで評価を行っております。また、各学校は、それに基づいて必要な対策を次年度の学力向上プランに反映するといった PDCA サイクルを構築しているところでございます。今後につきましてもこうした PDCA サイクルを通して、学力向上クリエイト事業をより効果的に実施してまいります。」と答弁されました。

そこでお伺いします。

28 年度の予算では、旧学力向上クリエイト事業が解体され、「学力定着支援事業」・「アクティブ・ラーニング推進事業」・「教員指導力向上事業」の 3 つの新規事業に振り分けられています。このような形になったのは、旧学力向上クリエイト事業がどのようにチェックされ、評価されたからでしょうか。その経緯も含め、見解をお聞かせください。

また、この新規事業を実施することで、旧学力向上クリエイト事業にはなかったどのような結果・効果をもたらすのでしょうか。併せてお聞かせください。

続いて、本市の教育費についてですが、平成 27 年度予算で児童生徒ひとりあたりの費用を阪神 7 市で比較した場合、社会教育費及び投資的経費を除く児童・生徒ひとり当たりの費用は、芦屋市の 360 千円に次いで 2 位の 324 千円となっています。西宮市の 294 千円に勝っています。

そこでお伺いします。

社会教育費及び投資的経費を除く児童・生徒ひとり当たりの教育費が、隣の西宮市よりも勝っているにも関わらず、イメージだけではなく学力も西宮市に比べて劣っているのはどこに原因があるのでしょうか。見解をお聞かせください。

また、それらを覆すための具体策をお示してください。

続いて、28年度も学校空調整備事業費として小学校6校分、中学校7校分が計上されています。また、中学校給食検討委員会において、実施方式や課題対応等の検討を行うなど、中学校給食導入に向けた準備を行うため、中学校給食準備事業費も計上されています。

しかしながら、学校の空調整備を行い小・中学校の学習環境の改善を図ることや、中学校給食の導入は、周辺自治体から大きく遅れていた本市独自の課題が解決されるだけであり、市民の満足度は多少なりとも上がるかも知れませんが、これが本市の魅力に繋がり、ファミリー世帯の転入・定住に大きく繋がるとは思えません。

そこでお伺いします。

平成28年度の重点化事業の一番に「教育、子育て」を掲げ、尼崎版総合戦略でも一番に「子ども・子育て支援の充実」を掲げている本市において、マイナス点を±0に持って行く事業ではなく、近隣他都市にはない本市独自の特色ある事業、市内外から魅力に感じられる教育施策はどこにあるのでしょうか。お示してください。

(4.)防犯対策について

平成 13 年、附属池田小学校児童殺傷事件では 8 名の子供の命が奪われました。その後、多くの学校では対策が取られ、校門を施錠したり、カメラ付きインターホンや防犯カメラ設置などを行いました。

平成 26 年 9 月、神戸市長田区において小学校 1 年生の女儿が殺害され、12 日後近くの雑木林から遺体が発見されました。翌日、近くに住む容疑者が逮捕された事件でした。この事件では、防犯カメラに被害者の女儿が容疑者の男と歩く姿が記録されており逮捕に至ったという経緯がありました。

平成 27 年 8 月に起こった寝屋川中学生殺害事件においても、防犯カメラが容疑者逮捕に繋がりました。多くの事件で防犯カメラが犯人逮捕に役立っています。神戸市長田区の女儿殺害事件の後、市の単独事業として防犯カメラを積極的に設置している自治体があります。大阪府箕面市は市立小学校 14 校の通学路に計 750 台の防犯カメラ設置を行いました。また、枚方市では小学校区などに 250 台を増設し、合計 329 台設置。守口市では 1058 台設置、近隣市では伊丹市が市内小学校区の通学路などに 50 台ずつと主要駅などで計 1000 台を設置していく事を決定しました。

そこでお伺い致します。

本市では可動式防犯カメラ 12 台のみで、28 年度予算でも防犯カメラ設置補助件数を拡充したのみです。総合計画にも「健康、安全・安心を実感できるまち」を掲げ、平成 28 年度の重点化事業にも「安全・安心のまちづくり」を取り上げている中、本市は防犯カメラの台数や設置についてどのような考え・戦略を持って臨まれているのでしょうか。見解をお聞かせください。

また、可動式防犯カメラ 12 台は主にひったくりや自転車盗など街頭犯罪対策として導入しており、通学路等における子供の防犯対策のための防犯カメラは本市では導入されていないのでしょうか。併せてお聞かせください。

続いて、隣の伊丹市が防犯カメラを 1,000 台導入し、さらに 1 校あたり 50 台を通学路に設置していく中、台数だけで比較しますと、本市は可動式防犯カメラ 12 台のみとなり大差を付けられているイメージを市内外に持たれる恐れがあります。これはシビックプライドの低下に繋がるだけではなく、ファミリー世帯が転入・定住を考える際に「安心・安全のまち」を判断する基準にもなると思われます。

そこでお伺い致します。

隣の伊丹市が子供の防犯対策のために 1,000 台という大規模な防犯カメラの設置を行う中、それでも本市は「安全・安心のまちづくり」に力を入れていると市内外にどのようにアピールするのでしょうか。この圧倒的な設置数の差をどのような戦略で埋め、実際に市民や転

入・定住を考えている方々に「安全・安心のまち」を実感してもらおうとお考えなのでは
うか。見解をお聞かせください。

(5.)人事院勧告について

リーマンショック以降、日本経済を取り巻く環境が激変し、消費税が5%から8%に移行した平成26年以降も、アベノミクスによる円安・株高誘導により大企業を中心に景気が回復したように見えました。しかしながら、総務省によると日本の大企業と言われる会社は、全企業数約421万社のうち僅かに0.3%、約1万2千社にすぎず、残りの99.7%が中小企業であります。

尼崎市内における従業者規模別の民営事業所数をみると、従業員50名以上の事業者は594事業所、市内に18,149ある事業所の僅か3.3%にすぎません。残りの96.7%が従業員数49名以下の中小企業であります。

今回の人事院勧告による給与改定案は、ラスパイレス方式にて民間給与との比較を算出し、従業員50名以上、すなわち大企業の従業員給与と国家公務員給与が比較されております。人事院勧告は、タテマエでは従業員数50名以上の企業を調査していることになっています。しかし、その内訳を見ますと、500名以上の企業については、全国の8割程度を調査しているのに対し、それ以下の50~500名規模では、全国の2割程度の調査に止まっています。その結果、人事院勧告のベースになっている民間給与は高めになっています。

似たような調査としては国税庁の民間給与実態統計調査があります。こちらは従業員50名未満の企業も対象にした、より幅広い調査です。したがって、人事院調査と国税庁調査では民間給与に大きな差が生じています。

同じ政府の中に、より広い範囲で調査をしている国税等の統計があるのだから、人事院がわざわざ高めの数字を出すために調査をする必要はないと思います。

したがって、現在行われている人事院勧告の民間給与の抽出データは事業所規模50人以上であり、大企業が多く、市民の給与の実態を反映しているとは言えません。平成26年の民間企業の平均年収は正規雇用478万円、非正規雇用170万円です。

そこでお伺い致します。

本市では地域の民間賃金水準との均衡を図るため、給料水準の引き下げを行っていますが、本市職員の平均年収は642万円となっており、尼崎市民一人あたりの平均年間給与収入額427万円と比べても大きな乖離があります。

この人事院勧告の抽出データは本市の市民の給与の実態を反映できていると言えるのか、その妥当性について見解をお聞かせください。

続いて、国家公務員法および一般職公務員給与法のどこにも、勧告を尊重する義務など書いていません。国家公務員法上の制度は、人事院勧告を参考に内閣が給与改定案を作成し、最終的には国会が決定するとなっています。人事院は、神聖な存在でもなんでもなく、1つの官僚機構に過ぎません。

民間企業では経営が傾いたら、ボーナスゼロ、給与大幅カットというのは当たり前です。公

務員だけは、いかに財政状態が悪くなっても、優良企業並みの給与水準を確保するというのはまったくおかしいという意見もあります。

そこでお伺い致します。

本市の財政状況を見ても平成 34 年度までの間、行財政改革を進めなければ、毎年約 30 億円の収支不足になる見通しです。さらに、これからますます高齢化を迎え、社会保障関連の増加に伴い、市民にさらなる税負担を求めなければならない時に、税が原資となる公務員給与については極力抑えていかないと必要な行政サービスが行き渡らない恐れがあり、ましてや本市は財政難である中、今後も人事院勧告に従ってベースアップを本当にするべきなのではないでしょうか。見解をお聞かせください。

以上で第 1 問目を終わります。

(6.)本市の財政について

稲村市長 2 期目、2 年目の予算編成は、平成 26 年度からスタートした施策評価の結果を反映して、事務事業の見直しや再構築をし、施策の成果を上げるため、重点的に取り組む事業に財源を集中されています。その結果、新規拡充事業合計額としては、平成 26 年度は 11 億 1,200 万円、平成 27 年度は 9 億 3,700 万円、そして平成 28 年度は 61 億 8,800 万円へととなり、城内まちづくり整備事業の土地開発公社からの用地取得 43 億 2,500 万円を差し引いたとしても、平成 27 年度と比べて 9 億 2,600 万円増えています。新規事業だけ見ても、平成 26 年度は 31 事業 3 億 7,400 万円、平成 27 年度は 36 事業 4 億 9,600 万円、そして平成 28 年度は城内まちづくり整備事業を除いて 51 事業 13 億 6,700 万円へと、平成 27 年度と比べて 15 事業 8 億 7,100 万円と、事業数も事業費も一段と増えています。

平成 28 年度の新規・拡充事業は、施策評価結果と尼崎版総合戦略を踏まえ、「教育、子育て」、「安全・安心のまちづくり」、「市民自治のまちづくり」の 3 項目に関連する取組を重点化事業と位置付けるほか、市制施行 100 周年記念事業の積極的な推進に予算等を重点配分しているのが特徴的とのことです。

そこでお伺い致します。

施策評価結果と尼崎版総合戦略を踏まえた予算の編成について、どのように総括されているのでしょうか。見解をお聞かせください。

続いて、平成 28 年度当初予算の市債の内訳を見ると、平成 28 年度は目的管理対象分の通常事業債が 143 億 6,000 万円に対して、目的管理対象分の市債償還現金は 161 億 7,400 万円となっており、償還額が上回っています。

しかし、今後の収支見通し及び将来負担見通しを見ると、主な将来負担の目的管理対象分は年々減少しているものの、「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」の中間点となる平成 29 年度に 1,550 億円をという目標を大幅にオーバーする 1,674 億円と見通されています。

既に現時点でもこのプロジェクトの成功は厳しいのではないかと感じずにはいられず、プロジェクト内容の見直しを行うべきとも思います。

そこでお伺い致します。

学校耐震化事業や統廃合などがプロジェクトの前半に偏ったとはいえ、現時点での見通しではプロジェクトの最終年度となる平成 34 年度でも 1,194 億円と、目標の 1,100 億円には達成していません。29 年度にプロジェクトの中間を迎える前に、この状況を現時点でどのように総括されているのでしょうか。見解をお聞かせください。

また、プロジェクト最終年となる平成 34 年度に主な将来負担の目的管理対象分を目標の 1,100 億円に到達させるための具体策をお示しください。

(7.)未来に種を蒔く特色ある施策について

平成 28 年度の新規・拡充事業は、施策評価結果と尼崎版総合戦略を踏まえ、「教育、子育て」、「安全・安心のまちづくり」、「市民自治のまちづくり」の 3 項目に関連する取組を重点化事業と位置付けるほか、市制施行 100 周年記念事業の積極的な推進に予算等を重点配分したとあります。

総合計画や総合戦略は、全国の自治体でも策定されており、周辺自治体でも本市とさほど変わらない計画・戦略が立てられています。そんな中、周辺自治体にはない本市独自の目玉施策があつてこそ差別化が図られ、その違いが本市の魅力となり、周辺自治体から本市に転入・定住する人達が増えるのではないのでしょうか。そういう観点に立てば、周辺自治体に比べて出遅れている事業に追いつこうとしているだけであり、都市間競争の先頭に立とうという意識がないのではないかと感じています。

そこでお伺い致します。

シビックプライドにも繋がり、市外の方達からも魅力に感じられる本市独自の目玉施策とは一体どれなのでしょう。市民も感じることでできる、未来志向の施策、未来に向けて種を蒔くような施策、都市間競争の先頭に立っている施策はどれなのでしょう。見解をお聞かせください。

また、それらを市内外にどのようにアピールできているのでしょうか。併せて見解をお聞かせください。

続いて、昨年 11 月 11 日開催の一般質問で「学校健診情報のデータベース化」について質問させていただきました。現在、紙媒体で保存され引き継がれている学校健診情報をデータベース化し、疫学解析に役立て、尼崎の子供達の将来の健康を守り、将来健康である市民を増やし医療費削減にも繋げていく、これは今まで本市ではなかった発想の事業であり、周辺自治体が行っていない未来志向の事業でもあり、未来への種蒔きになるだけでなく、周辺自治体との差別化を図ることができるため、本市の魅力の 1 つにも繋がっていくのではないのでしょうか。似たようなことをしていても、そこに魅力は生まれません。さらに言えば、財政難な本市にとって、この事業をゼロ予算で行うことができるチャンスがあるにも関わらず、その判断を教育委員会のみで行ってよいのでしょうか。今後の市政にも深く関わって行く可能性のあるこのような事業については、教育委員会マターに見えることでも、市長が積極的に関わり判断するべきではないのでしょうか。

そこでお伺い致します。

教育委員会に関わる施策でも、それが今後の市政にも深く関わって行く可能性のあることであれば、市長はどこまで決定に携わることができるのでしょうか。見解をお聞かせください。

続いて、人・モノ・金と言われた時代から、そこに「IT」を加えた時代に突入していると私は考えています。これからの自治体運営においては、このITの活用は避けて通ることはできず、逆にITをうまく活用できた自治体が都市間競争にも勝ち、市内外に魅力をアピールしていけるとも考えています。とりわけ、本市のように財政難が続く自治体にとっては、レバレッジの効いた施策を打ち立てる必要があります、その一助となるのがITの活用だと考えています。

例えば、その1つの例が、第9回定例会で私が提案させていただいた千葉市で行われている「ちばレポ」の尼崎版「あまレポ」の導入です。地域における課題発見や危険発見を市民にスマートフォンでレポートしてもらうことを通して、市政への参加・参画や協働意識の誘発を狙うとともに、市民の力を借りて行政と一緒にあってより良い尼崎を作る一助にもなります。この「あまレポ」については市長も導入を明言してくださいました。28年度予算にはありませんでしたが、29年度には実施していただきますよう、宜しくお願い致します。他にも、大阪の天王寺区ではオープンデータを活用した子育てアプリ「ぎゅっと！」を配信しています。それまで天王寺区では、子育てに関する地域情報が広報紙や子育て情報紙などの様々な媒体で提供されていましたが、このアプリ配信により情報がアプリ上に集約され、自分に必要な情報を自動で受け取ることができるようになっていきます。

これらはIT活用の一例ではありますが、どれも市民・住民にとって市政を身近に感じるだけでなく、今までになかったサービスが展開されることで便利になり、また、市民サービスが変わろうとしている、未来に向けて行政サービスが進んでいると感じてもらえることに繋がっていると思います。

千葉市の市長も、天王寺区の区長も全国で見ても若く、稲村市長も全国から注目されている若手市長ですので、ぜひ今までの本市にないITを活用した施策を打ち出してもらいたいです。

そこでお伺い致します。

市長はIT活用の重要性和可能性をどのようにとらえていますでしょうか。これから先、未来に向けた自治体運営を考える際に、IT活用がどのような役割を果たすとお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

また、それらを踏まえ、今後具体的にどのような事業に落とし込み、実施して行ける可能性はあるでしょうか。併せて見解をお聞かせください。

(8.保健福祉センター2ヶ所集約と新複合施設について)

保健福祉センター2ヶ所集約と新複合施設についてお伺い致します。

昨年12月、第14回定例会におきまして我が会派の久保議員より質問させていただきましたが、現在、北部保健福祉センターの賃貸契約が未だに締結されていません。結局、当初計画の平成29年4月からの開設に間に合わせず29年度中のできるだけ早い段階で開設しますと計画を変更されました。南部もそれに合わせる形で変更されています。

そこでお伺い致します。

塚口さんさんタウンは、いつ契約が締結されるのでしょうか。また、なぜ当初計画を先送りしなければならなかったのか、今もなお契約に至らない問題は何かをお聞かせください。

続いて、昨年の12月議会において、塚口さんさんタウンと出屋敷リベルの2ヶ所集約と新複合施設を活用することによる人・物・金・総合的視点からの比較試算を依頼し、昨年12月末に結果を提示していただきました。結果、20年利用すると市の計画では赤字が発生する試算がされております。

そこでお伺い致します。

塚口さんさんタウンは築38年が経過しており、5.4億円をかけて改修しても、仮に10年契約更新とした場合、10年後に契約更新をしてもらえず立ち退き・解体となる可能性があります。現に、3番館は現状解体建て替えとなっています。また、20年を待たずしてコストの逆ザヤが発生しますがどのように考えておられるのでしょうか。お聞かせください。

続いて、複合施設の利用についてですが、提案致しました2ヶ所の新複合施設を活用した保健福祉センターの集約については、2月12日に日影規制により建設が難しいという説明を受けました。

そこでお伺い致します。

日影規制により2ヶ所の新複合施設を活用した保健福祉センターの集約については断念しますが、塚口さんさんタウンへの集約計画にも様々な問題がある中、現計画以外の手段を検討されるお考えはないのでしょうか。お聞かせください。

続いて、今回、武庫地区の新複合施設において、今後40年、50年施設を使用する中、防災や様々な活用が可能となるように給排水設備、太陽光パネルを追加していただいております。

そこでお伺い致します。

今後、乳幼児健診を保健福祉センター2ヶ所にて開催されようとしていますが、市民の方々からやはり乳幼児健診を従来通り6地区で行って欲しいという要望、あるいは、健診の受診率が低下した場合、この複合施設の活用も含め、6地区での乳幼児健診の実施はお考えいただけますでしょうか。お聞かせください。

(9.)住宅政策と地区計画について

ファミリー世帯が本市から転出していく要因の 1 つに、ファミリー世帯に適した住宅環境が他都市に比べて本市は整っていないという理由もあるようです。ファミリー世帯の転入・定住に力を入れている本市としては、早急に地域の活性化及び住宅ストックの形成を図る必要があります。

また、魅力あるまちづくりを進める中で、本社業務機能及び研究開発機能等を誘致する必要もあります。

本市には「尼崎市住環境条例」という独自の条例があります。工業地域で住宅を建築する場合、敷地境界に緩衝緑地を求めており、その部分は敷地面積にはカウントできないとされています。ただし、特例として「地区計画その他市長が定めるまちづくりの計画により、住宅及び工場が周辺と調和して共存することを目指す土地利用方針が定められた区域」は、敷地面積にカウント可能で、その分は床面積を多く建てられるとなっています。

しかし、街区全体ではない場合は「周辺と調和して共存する」とは言えないと解釈されており、特例も使えないとなっています。

そこでお伺い致します。

「一街区でなくとも、地区計画を進める」と行政のトップが明言し、国土交通省も制度解釈で「再開発等促進区は一街区との条件は、必ずしも必要ない」との見解を示している場合、再開発等促進区を定める地区計画は、国の定める法律や制度に基づき決定され、隣接地権者の同意も不要という理解でよろしいのでしょうか。見解をお聞かせください。

また、そのような場合、工業地域内で住宅と業務施設が共存するまちづくりをする場合は、住宅敷地周縁部に緩衝緑地として 6.0m 且つ、総事業地積の 25%の緑地を確保することにより、容積算入の条件とする

という理解でよろしいでしょうか。併せて見解をお聞かせください。

続いて、地区計画の中には「建築物の容積率の最高限度」として、駅前周辺にふさわしい良好な都市環境の形成と適切な土地の高度利用を図るため、建築物の容積率の最高限度を緩和するとあります。

そこでお伺い致します。

民間活力を活用し、地域の活性化及び優良な住宅ストックの形成を図るために、地域貢献に資する環境・防災対策等を行う建築物や優良な都市開発プロジェクト等に対する容積率の緩和は、300%~400%の範囲内で定めることを市の条件とするという理解でよろしいでしょうか。見解をお聞かせください。

また、この 300%~400%の具体的根拠をお示しください。

続いて、魅力あるまちづくりを進めるには、魅力ある企業の誘致や、本市が今までも求めて来た本社業務機能及び研究開発機能等の誘致に引き続き力を入れていく必要があります。その際に、建築物の容積率の最高限度を現行 200%のところ 300%～400%に緩和できるかどうか重要なポイントとなってきます。

そこでお伺い致します。

容積率 300%～400%の条件として、本市が求める本社業務機能及び研究開発機能等を誘致する計画においては、少なくとも容積率を 350%以上に設定し、限りなく 400%に近付けるものとし、容積率緩和を加味すると解釈してよろしいのでしょうか。見解をお聞かせください。

(10.外国人観光客誘致について)

円安やビザの発給要件緩和、LCC の増便や路線拡大により、訪日外国人旅行者数が過去最高だった 2014 年の 1341 万人から 2015 年 1973 万人となり、前年比 47.1%増と大幅に増加しました。

また、大阪万博以来 45 年ぶりに出国日本人数を訪日外国人旅行者数が上回りました。訪日外国人による消費額も、前年比 71%増の 3 兆 4771 億円で過去最高を記録しました。

我が国では 2020 年オリンピックイヤーに訪日外国人 2000 万人を掲げていますが、2016 年にも前倒しで達成しそうなため、新たな目標の設定が検討されています。

大阪では、平成 25 年 4 月に大阪観光局を設立し、「大阪観光戦略」を発表、来阪外国人旅行者を 2011 年の 158 万人から 2020 年には 650 万人に増加させると目標を立てました。

そこでお伺い致します。

本市では多言語の案内リーフレットを作成し、市内ホテル等に配布されていますが、これだけでは不十分だと考えますがいかがでしょうか。ICT の活用など、今後の戦略をお聞かせください。

続いて、増加する外国人観光客ですが、宿泊場所の確保が大きな問題となっています。

大阪では「大阪観光戦略」で外国人延べ宿泊者数を 2011 年の 237 万人から 2020 年には 900 万人に増加させる数値目標を立てました。しかし、2013 年の大阪のホテル・旅館の稼働率が約 80%(時期により 90%)と高く、現在も宿泊施設が足りない状態が続いており、宿泊場所の確保が課題になっています。

平成 26 年 5 月、国においても 2020 年のオリンピック向けに、外国人観光客の宿泊場所を確保するため、「国家戦略特別区域法における旅館業法の特例の施行」を通知し、規制改革を行い、東京都の一部・神奈川県全域・大阪府・兵庫県および京都府の全域を特区に指定しました。

大阪府はこの特区の指定に基づき、マンションやアパートの空き部屋を「宿泊施設」として利用できるようにする、いわゆる「民泊条例」を全国で初めて条例化することを目指し、平成 26 年 9 月議会に条例案を提案しました。しかし、安全面に関する部分が不十分のため否決になりましたが、再度、安全面を配慮した形で昨年 10 月に条例案を提出し、可決されました。また、大阪市でも今年 1 月に「民泊条例」が議会で可決されました。

そこでお伺い致します。

関西各地への利便性が高い本市の立地を活かし、本市においても民泊条例を制定し、市内経済の活性化を図るべきだと考えますが、どのような見解をお持ちかお聞かせください。

(11.18 歳以上の選挙権と期日前投票所について)

今年夏の参議院選挙から実施される 18 歳以上の選挙権についてお伺い致します。

公職選挙法の改正で、選挙権年齢の引き下げは、1945 年の終戦直後に 25 歳以上から現行の 20 歳以上となって以来、実に 70 年ぶりとなります。

新たに有権者に加わる 18、19 歳は全国約 240 万人で、全有権者の 2%に当たり、本市では約 8,000 人の有権者が増加します。

他市の事例を見ると、選挙管理委員職員が高校や特別支援学校高等部での出前授業等を行い、投票の大切さや政治の仕組み、選挙違反などを指導する取り組みが行われています。学校側にはノウハウが乏しく、教材や手引書だけでは不十分と言え、本市でも選管職員が積極的に学校へ出向き詳しく説明することは急務と言えます。

そこでお伺い致します。

先日、公明党の開議員への答弁では、選挙用具や「私たちが拓く日本の未来」での副教材で事業を行っているとのことでしたが、それだけでは不十分と言えます。また、本市選挙管理委員会は要請があれば学校に出向き指導されるとのことですが、もっと積極的に選挙管理委員会が全ての高校や大学に出向き、選挙関係について指導すべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

続いて、文部科学省は、選挙年齢の引き下げに伴い、昨年の 10 月に高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について通知を出しています。

現在の高等学校等では教育基本法を踏まえ平和で民主的な国家・社会の形成者を育成する事を目的として政治的教育を育む教育が行われていますが、通知文によると、選挙年齢の改正により、これまでの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的かつ実践的な指導を行うことが必要とされています。

しかし、他方で、学校では教育基本法第 14 条 2 項に基づき、政治的中立性を確保することが求められ教員についても公正中立な立場が求められています。

そこでお伺い致します。

教員の言動が生徒に与える影響は大きく、授業内容には中立性に留保しなければなりません。特に、政党等を題材に取り上げるなら、偏った助言や圧迫感を与えないよう配慮することが必要となります。教員の発言を縛ることで過度に委縮させるべきではありませんが、学校や教員に政治的中立をどのように確保するのかお聞かせください。

続いて、期日前投票所についてお聞きします。

本市では 3 ヶ所の期日前投票所があります。公職選挙法上では、各市町村に 1 ヶ所以上設けることを定め、2 ヶ所以降は期間や開設時間を変更できるとされています。

これまでの各選挙の投票率を見ると、若年層の投票率が低く、18歳以上の選挙権が与えられても投票に対する若者の消極的な姿勢が投票率に出ることも十分考えられます。

私は、学生に投票を身近に感じてもらうためにも、県選管を連携し市内の公私立高校や大学において昼休みや放課後等に立会人を派遣し、期日前投票所を設ければよいと考えています。そのことが、学生の主権者教育としての意識向上に繋がると思います。また、地域住民にも利用していただいたらよいのではないのでしょうか。

そこでお伺い致します。

先日、公明党の開議員の答弁では「18歳になる生徒が少ないため、市内の公私立で期日前投票所は設置いたしません」とありましたが、まずは高校のモデル校を選定し、期日前投票所を設置すべきだと思いますが、どのような見解をお持ちかお聞かせください。

また、今回はオープンキャンパスの関係で市内の大学から期日前投票所の設置は断られましたが、今後の選挙でも引き続き市内の大学に設置の働きかけをしていくお考えはあるのかお聞かせください。

以上で私の代表質疑を終わりますが、本日取り上げなかった問題、また市長等の答弁を受けまして明らかになった問題点につきましては、分科会及び総括質疑において同僚議員が質疑してまいりますので、宜しくお願ひ致します。

長い間の御清聴ありがとうございました。